

武蔵野市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金の申請に関するQ&A

令和8年7月1日時点

No.	カテゴリー	質 問	回 答
1	対象者について	武蔵野市民であれば申請ができますか。	ベビーシッターを利用する日に、児童とともに武蔵野市内に住所を有する保護者が申請できます。
2	対象者について	対象となる児童の年齢は何歳までですか。	0歳から満6歳に達する年度の末日まで（未就学児）が対象です。生後57日未満の児童でも、ベビーシッター事業者が対応可能であれば補助対象となります。
3	対象者について	保育園や幼稚園に通園していても利用できますか。	利用できます。保育施設への在籍がある場合や、保育の必要性の認定がない場合でも対象となります。
4	対象者について	育休中や在宅勤務中でも利用できますか。	利用できます。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
5	対象者について	どのような理由で利用できますか。	保護者の就労や病気、自己実現、学校行事参加、リフレッシュなど、理由を問わず一時的に保育が必要であれば利用できます。
6	対象者について	助成を受けるにあたって所得制限はありますか。	所得制限はありません。
7	対象者について	子どもが病気の場合も利用できますか。	病児・病後児の利用も補助対象となります。ただし、ベビーシッター事業者によっては利用できない場合がありますので、各事業者にお問い合わせください。
8	利用時間・補助金額について	対象となる利用時間帯はいつですか。	毎日24時間365日対象です。日曜日、祝日、年末年始の利用であっても助成の対象となります。
9	利用時間・補助金額について	年間の利用時間上限は何時間ですか。	児童1人につき、年度あたり144時間までです。 障害児、ひとり親及び多胎児の場合は児童1人につき年度あたり288時間までです。
10	利用時間・補助金額について	1時間未満の利用でも申請できますか。	分単位で申請可能です。
11	利用時間・補助金額について	補助金額はいくらですか。	午前7時から午後10時まで：1時間当たり2,500円（上限） 午後10時から翌午前7時まで：1時間当たり3,500円（上限）
12	利用時間・補助金額について	上限時間は翌年度に繰り越しできますか。	上限時間は年度単位（4月1日～翌年3月31日）となり、翌年度への繰り越しはできません。
13	利用時間・補助金額について	日ごと、月ごとに利用上限はありますか。	日ごと、月ごとの利用上限時間はありません。年間の上限時間を超えない範囲で自由にご利用いただけます。

No.	カテゴリー	質 問	回 答
14	利用時間・補助金額について	前の自治体で同じ事業を利用していました。同一年度内に武蔵野市に転入した場合、利用時間はどのようにカウントされますか。	年度中に転入前の自治体で同補助事業を利用していた場合、転入前の自治体で利用した時間数を上限時間（144時間又は288時間）から差し引きます。 ※武蔵野市から転入前の自治体へ利用状況の照会を行いますのであらかじめご了承ください。 なお、該当する方は「武蔵野市ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付申請書兼請求書」に転入前の自治体で利用した累計時間をご記載ください。 【例】 転入前の自治体で100時間利用した場合 →武蔵野市では44時間（障害児、ひとり親家庭及び多胎児の場合は188時間）まで利用可能です。
15	補助対象となる利用料について	補助対象となる利用料は何ですか。	利用したベビーシッター認定事業者に支払った金額のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料や一般的な保育サービスに付随する加算料金）が対象で、具体的には以下のとおりです。 ・基本保育料（消費税含む） ・土日祝・早朝、夜間料金 ・病児・病後児加算 ・短時間割り増し ・年齢加算 ・送迎（保育を伴う場合のみ） ・シーズン加算（年末年始等） ・当日/前日予約 ・その他、純然たる保育サービス提供対価として見なすことができる費用
16	補助対象となる利用料について	どのような料金は補助対象外ですか。	補助対象外の料金は以下のとおりです。 ・交通費 ・沐浴加算（保育料に含まれる場合は対象です） ・送迎のみ ・キャンセル料 ・月会費 ・入会金 ・教育関連オプション ・保険料 ・おむつ代等の実費 ・家事支援 ・産後ケア ・事前面談料 ・遠方料金 ・対象外経費に係る消費税 ・その他、純然たる保育サービス提供対価として見なせないサービスに係る費用
17	補助対象となる利用料について	クーポン割引やポイント利用の場合はどのように計算されますか。	勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となり、割引は原則として保育料から差し引きます。 ただし、補助対象外から差し引くよう領収書等に明記されている場合には、記載のとおり対応します。

No.	カテゴリー	質 問	回 答
18	補助対象となる利用料について	クーポン割引やポイント利用した場合、特定の利用時間に充当し、残りの時間分のみを本補助金で申請することはできますか。 【例】 ・午前8時から11時まで利用（合計3時間）。 ・1時間あたり2,500円の保育料（合計7,500円）。 ・2,500円分のクーポン割引を利用。 →2時間分のみを申請することはできるか。	事業者が発行する利用内訳や領収書等に特定の利用時間にクーポン割引やポイント利用したことが分かるよう明記されている場合のみ、申請は可能です。 質問例の場合、下記のようなケースであれば、特定の時間分のみを申請することは可能です。 【申請可能なケース】 午前8時から9時までの1時間分の利用に対し、2,500円分のクーポン割引を適用した旨が記載されており、午前9時から11時までの利用分（合計5,000円分）を請求され、事業者がその時間分の保育料を受領したことが明記されているケース。 ※利用時間は2時間消費 なお、上記以外のケース（どの利用時間にいくらクーポン割引やポイント利用したか不明な場合）については、3時間分の利用申請として受け付け、その対象経費から適用したクーポン割引やポイント分を除き、補助金額を算定します。 ※利用時間は3時間消費
19	補助対象となる利用料について	月会費に初回保育料が含まれている場合は補助対象となりますか。	月会費に初回保育料を含む場合に限り、初回保育料に相当するものとして月会費を補助対象とみなします。申請時には利用月の領収書と月会費を支払ったことがわかる領収書の2点が必要です。
20	補助対象となる利用料について	小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合、保育料はどうなりますか。	小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合は、未就学児に対する保育料のみが補助対象となります。 【それぞれに係る保育料が領収書等に明記されている場合】 未就学児に係る保育料を補助対象経費とします。 【1人あたりの保育料が明記されていない（合算された金額となっている）場合】 合算された金額を人数で割り、1人あたりの保育料を算出して、未就学児分を補助対象経費とします。
21	保育の条件について	ベビーシッターの人数についての要件はありますか。	原則として、児童1人に対してベビーシッター1人による保育であることが要件です。例外として、保護者とベビーシッターが共同保育を行う場合や、未就学児と小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合で、未就学児と同数のベビーシッターが配置されている場合は対象となります。
22	保育の条件について	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。 なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。 保護者が家事を行っている場合や在宅勤務時間中である場合などは、保育に関わっていないため、共同保育には該当しません。 なお、1人のシッターで複数の未就学児を保育した場合は補助対象外となります。
23	保育の条件について	共同保育の場合、保護者はどの程度保育に関わる必要がありますか。	保護者がベビーシッターと相談できるよう、基本的にすべての時間をベビーシッターと一緒に対応する必要があります。保護者が外出や在宅勤務、家事等で長時間離席した場合は共同保育とは認められません。
24	保育の条件について	保育の場所に制限はありますか。	公園や子育て支援施設など、保育の場所を問わず補助対象となります。ただし、施設利用料などの保育以外にかかった費用は補助対象外です。

No.	カテゴリー	質 問	回 答
25	対象事業者について	どの事業者を利用すればよいですか。	東京都の認定を受けたベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者の利用分が補助対象です。認定事業者一覧は東京都ホームページをご確認ください。 URL：https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/bsitijiazukari
26	対象事業者について	認定事業者であれば必ず対象になりますか。	認定事業者の利用であっても、東京都が定める要件を満たさないベビーシッター（個人）が従事した場合は補助対象外となります。利用するベビーシッターが本事業の要件を満たすベビーシッターであることを必ずご確認ください。
27	対象事業者について	ベビーシッターの要件証明書とは何ですか？	要件証明書とは、利用したベビーシッターが東京都が定める要件を満たしているかを証明する書類であり、本補助金を申請する際に必要となる書類です。 要件証明書が発行されない（要件を満たしていない）ベビーシッターの利用については、本補助金の対象外となります。 利用を検討しているベビーシッターが要件を満たすかは、直接事業者へご確認ください。
28	対象事業者について	利用前に何か手続きが必要ですか。	武蔵野市への事前登録は不要です。ただし、事業者と契約する際に、必ず「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を事業者にお伝えください。
29	利用の流れについて	補助を受けるまでの流れはどうなっていますか。	①東京都認定事業者から事業者を選んで直接契約します。 ②契約時に「東京都ベビーシッター一時預かり利用支援事業を活用したい」と伝えます。 ③ベビーシッターを利用し、料金を支払います。 ④事業者から「ベビーシッター要件証明書」と「領収書」を受け取ります。 ⑤必要書類を揃えて補助金申請を行います。
30	利用の流れについて	利用しやすい事業者を紹介してもらうことはできますか。	特定の認定事業者のご紹介や料金、利用方法などの情報に関するご質問には一切お答えできません。
31	利用の流れについて	領収書をもらい忘れた場合はどうなりますか。	領収書は申請に必須の書類です。事業者に連絡して領収書の再発行を依頼してください。 ※提出ができない場合は、補助金を交付することはできません。
32	申請について	申請方法は何ですか。	必要書類を郵送又は窓口で子ども育成課に提出してください。 ※上記以外の方法・場所での受付や書類の提出はできません。 ※郵送でご提出される場合、到着までに時間を要することがあるため、十分に余裕をもってご申請ください。 ※申請書類の到着確認に関するお問合せには対応いたしかねます。ご不安な場合はレターパック等追跡可能な郵送方法でご提出ください。 ※郵送事故については責任を負いかねます。
33	申請について	申請に必要な書類は何ですか。	①武蔵野市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書 ②ベビーシッター利用内訳書（別紙） ③ベビーシッター事業者が発行した領収証（原本）※利用明細が確認できるもの ④ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書 ⑤（該当者のみ）身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や療育等への通所受給者証など 申請者が作成する書類…①、② ※①②ともに市のホームページからダウンロード（Excelファイル版・PDFファイル版）できます。 事業者から受領する書類…③、④ ※④は利用したベビーシッター全員分が必要となります。

令和8年7月1日時点

No.	カテゴリー	質 問	回 答															
34	申請について	4～6月に複数回利用した同じベビーシッターの要件証明書が各月分（計3枚）あります。このような場合、要件証明書を全て提出する必要がありますか。	同一申請内で同じベビーシッターを複数回利用した場合、そのベビーシッターに係る要件証明書は1枚に省略することができ、質問のケースの場合、4月分をご提出いただくことで、5、6月分の提出は不要となります（証明日が一番古い日付のものをご提出ください。）。 ※領収書や利用明細等と要件証明書が1枚の様式に記載されている場合は、省略することができません。 なお、要件証明書は申請ごとに提出が必要です（例 4～6月分の申請時に提出した要件証明書を9～12月分の申請時に転用（省略）することはできません。）。															
35	申請について	申請締切日はいつですか。また、補助金はいつ振り込まれますか。	令和8年度は以下のスケジュールです。 <table><tr><th>利用月</th><th>受付締切日</th><th>交付時期（予定）</th></tr><tr><td>4月～6月分</td><td>令和8年7月31日（金）</td><td>令和8年8月31日（月）</td></tr><tr><td>7月～9月分</td><td>令和8年10月30日（金）</td><td>令和8年11月30日（月）</td></tr><tr><td>10月～12月分</td><td>令和9年1月29日（金）</td><td>令和9年2月26日（金）</td></tr><tr><td>1月～3月分</td><td>令和9年4月23日（金）</td><td>令和9年5月末頃</td></tr></table>	利用月	受付締切日	交付時期（予定）	4月～6月分	令和8年7月31日（金）	令和8年8月31日（月）	7月～9月分	令和8年10月30日（金）	令和8年11月30日（月）	10月～12月分	令和9年1月29日（金）	令和9年2月26日（金）	1月～3月分	令和9年4月23日（金）	令和9年5月末頃
利用月	受付締切日	交付時期（予定）																
4月～6月分	令和8年7月31日（金）	令和8年8月31日（月）																
7月～9月分	令和8年10月30日（金）	令和8年11月30日（月）																
10月～12月分	令和9年1月29日（金）	令和9年2月26日（金）																
1月～3月分	令和9年4月23日（金）	令和9年5月末頃																
36	申請について	最終申請期限は決まっていますか。	令和8年度については、令和9年4月23日（金）が最終提出期限（必着）となります。期限後は一切申請を受け付けることができません。															
37	申請について	領収書の提出が間に合わない場合はどうなりますか。	No35に記載されている各受付締切日の1週間前までに子ども育成課までご相談ください。															
38	申請について	申請に不備があった場合はどうなりますか。	申請に不備や不足があった場合は、子ども育成課から電話でご連絡します。（☎0422-60-1843）その際、不備内容、修正期限及び対応方法等をお知らせしますので、期限内にご対応ください。															
39	申請について	障害児の場合、必要な書類は何ですか。	該当する場合はいずれかの写しをご提出ください。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・通所受給者証 ・特別児童扶養手当受給証明書 ※書類（手帳）名称および児童氏名が確認できるページの写しを提出してください。 ※年144時間の利用上限時間を超えない見込みの場合は提出不要です。															
40	申請について	ひとり親家庭の場合、必要な書類は何ですか。	世帯状況を住民基本台帳等で確認できる場合、ひとり親家庭に係る必要書類はございません。 ※確認ができない場合は、個別にご連絡のうえ、以下の書類等の提出を求める場合がございます。 ・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童育成手当認定通知書 ・ひとり親家庭等医療証															

No.	カテゴリー	質 問	回 答
41	申請について	年度の途中からひとり親家庭になった場合、その日から上限時間は288時間になりますか。	年度の途中でひとり親になった場合、翌月利用分から288時間です。 【例】 11月25日にひとり親となった場合 →11月末日利用分までは上限144時間 →12月1日利用分から上限288時間です。 ※11月25日時点で既に144時間を利用されている場合、11月25日～11月末日までの利用分は補助対象外です。
42	申請について	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間はどうなりますか。	婚姻の日が属する月の末日の利用分まで、上限時間は288時間とします。 【例】 4月15日に婚姻した場合 →4月末日利用分まで上限288時間 →5月1日利用分から上限144時間に変更となります。
43	申請について	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなりました。既に、交付決定時間の合計が200時間だった場合、144時間を超えた56時間分の補助金は返還する必要がありますか。	返還は必要ありませんが、婚姻日の翌月から、これ以上の利用はできません。 【例】 11月22日に婚姻、200時間利用している場合 →11月末日利用分までは上限288時間 →12月1日利用分から上限144時間となり、既に200時間利用しているため、これ以上の利用はできません。
44	補助金の支給について	振込先をどこに設定すればよいですか。	振込先口座は、申請者本人の口座に限ります。
45	補助金の支給について	交付された補助金は所得税等の課税対象となりますか。	非課税対象となります。
46	補助金の支給について	申請額より低い額が交付されることはありますか。	交付申請額に対象外経費が含まれている場合、申請額よりも低い金額で交付決定される可能性があります。
47	その他	ベビーシッター利用時の事故やトラブルが発生した場合はどうなりますか。	ベビーシッター利用時の事故やトラブル等については、東京都認定事業者にご相談ください。 ※サービス利用によるトラブルに本市は一切関与しません。
48	その他	他の自治体に引っ越し場合、いつまで補助対象となりますか。	他区市町村へ転入届を提出した際の異動日の前日までが対象となります。※届出日ではありません。